

社団法人 にいがた緑の百年物語緑化推進委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市中央区新光町7番地2に置く。

(目的)

第3条 この法人は、新潟県の区域において、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。)第2条第1項に規定する森林整備等を推進し、及び、にいがた「緑」の百年物語県民運動(21世紀の百年をかけて、県民が主体となって、木を植え、緑を守り育て、22世紀の県民に「緑の遺産」を残すための運動をいう。以下同じ。)に関する事業を実施することにより、緑豊かな新潟の創造と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 緑の募金(緑の募金法第2条第2項の緑の募金をいう。以下同じ。)の推進及び緑の募金による寄付金の管理
- (2) 緑の募金法第2条第1項に規定する森林整備等(以下「森林整備等」という。)に関する事業
- (3) 森林整備等の事業を行う者に対する交付金の交付
- (4) にいがた「緑」の百年物語県民運動(以下「百年物語県民運動」という。)に関する普及啓発
- (5) 百年物語県民運動の推進に関する事業
- (6) 百年物語県民運動の推進に関する事業を行う者に対する支援
- (7) 森林整備等及び百年物語県民運動に関する情報又は資料の収集及び提供
- (8) 緑と水の森林基金に関する事項
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したもの

(入会)

第 6 条 正会員及び賛助会員としてこの法人に入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の承認があったときは、理事長は、前項の規定により入会申込書を提出したものに通知するものとする。

(会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、書面でその旨を理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、正会員総数の 3 分の 2 以上の同意により、これを除名することができる。

(1) 会費を 2 年以上納入しないとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反するような行為をしたとき。

2 前項第 2 号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に、あらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の議決を行う総会において、その会員に、弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第 10 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章 役員及び職員

(役員の種類)

第 11 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1 人

(2) 副理事長 2 人以上 3 人以内

(3) 専務理事 1 人

(4) 理事 (理事長、副理事長及び専務理事を含む。) 10 人以上 25 人以内

(5) 監事 2 人

(役員を選任)

第 12 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうち、3 親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(役員 の 職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、業務を総括する。

- 2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員 の 任期)

第14条 役員 の 任期 は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期 は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員 は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員 の 解任)

第15条 役員 に、役員 としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員の3分の2以上の同意により、その役員 を解任することができる。

- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員 を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「前項第2号」とあるのは「第15条第1項」と、「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬 等)

第16条 役員 には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員 には、報酬を支給することができる。

- 2 役員 には、費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用の弁償については、総会の議決を経て別に定める。

(事務局)

第17条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第18条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、必要な助言をすることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会において別に定め

る。

第 5 章 会議

(種類)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第59条第4号の規定により招集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 会議を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、総会においては正会員総数の過半数、理事会においては理事現在の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、正会員又は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した正会員又は理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 常任理事及び常任理事会

(常任理事)

第29条 この法人に、常任理事5人以上10人以内を置くことができる。

2 常任理事は、理事(理事長及び専務理事を除く。)の互選により選任する。

3 常任理事は、常任理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を議決する。

4 第14条から第16条までの規定は、常任理事について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「常任理事」と読み替えるものとする。

(常任理事会)

第30条 常任理事会は、理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

- (2) 常任理事現在数の5分の1以上から開催の請求があったとき。
- 3 常任理事会は、理事会が招集する。
 - 4 常任理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。
 - 5 理事長は、第2項第2号により請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を招集しなければならない。
 - 6 常任理事会においては、常任理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
 - 7 第26条及び第27条の規定は、常任理事会について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは「常任理事会」と、「正会員又は理事」とあるのは「常任理事」と読み替えるものとする。
 - 8 前各項に定めるもののほか、常任理事及び常任理事会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 専門部会

(専門部会)

第31条 理事長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第8章 運営協議会

(設置)

第32条 この法人に、その諮問に応じて、毎事業年度の事業計画、収支予算、その他この法人の運営に関する重要事項を調査審議する機関として運営協議会を置く。

(組織)

第33条 運営協議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、森林整備等に関する学識経験を有する者等のうちから、知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(運営協議会会長)

第34条 運営協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会会長は、運営協議会の会務を総括する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会会長がこれに当たる。
- 4 運営協議会会長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員のうちから、運営協議会会長があらかじめ定めた者がその職務を行う。

第9章 支部

(設置)

第35条 この法人は、この法人の事業の円滑な実施を図るため、支部を置くことができる。

(名称及び区域)

第36条 支部の名称及び所管区域は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(支部の事業)

第37条 支部は、その所管区域内で第4条に規定する事業を実施することができる。

第10章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 国又は県その他の助成金
- (7) 緑と水の森林基金からの助成金
- (8) その他の収入

(資産の管理)

第39条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、運営協議会の意見を聴いた後、その事業年度開始前に理事会及び総会の承認を得て、新潟県知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得て新潟県知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(事業報告及び決算)

第42条 理事長は、毎事業年度ごとに次の書類により事業報告及び決算を調製し、事業年度終了後50日以内に監事の監査を受け、理事会及び総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 理事長は、その事業年度終了後60日以内に、前項に掲げる書類を新潟県知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、あらかじめ、その旨を新潟県知事に届け出るとともに、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第44条 この法人は、事務所に、民法第51条及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役職員等の氏名
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第46条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、新潟県知事の承認を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、新潟県知事の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第12章 雑則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成9年5月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の運営協議会委員任期は、第29条第2項の規定にかかわらず、知事の認可を受けて、理事長が任命した日から平成9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第37条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 昭和25年4月21日に設立された新潟県国土緑化推進委員会に属する一切の権利及び義務は、この法人の設立と同時にこの法人が承継する。

附 則

改正後の定款は、新潟県知事の認可のあった日（平成9年4月4日）から施行する。

附 則

改正後の定款は、新潟県知事の認可のあった日（平成12年12月6日）から施行する。

附 則

改正後の定款は、新潟県知事の認可のあった日（平成13年1月22日）から施行する。

附 則

改正後の定款は、新潟県知事の認可のあった日（平成14年5月24日）から施行する。

附 則

改正後の定款は、新潟県知事の認可のあった日（平成16年4月15日）から施行する。

附 則

改正後の定款は、新潟県知事の認可のあった日（平成18年4月5日）から施行する。